

令和8年度 大東市教育委員会 6月 定 例 会 議 事 録

1. 開催年月日

令和8年6月26日（金） 午前10時00分～午前10時36分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（4名）

- | | |
|-------|--------|
| ・教育長 | 岡本 功 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員 | 中野 健一郎 |
| ・教育委員 | 工藤 真由美 |

4. 出席説明員（10名）

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ・教育総務部長 | 北本 賢一 |
| ・学校教育政策部長兼総括次長 | 新井 雅也 |
| ・教育総務部教育総務課長 | 西村 公江 |
| ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 | 前島 康浩 |
| ・教育総務部家庭・地域教育課長 | 山元 淳 |
| ・学校教育政策部指導・人権教育課長 | 笥 誠人 |
| ・学校教育政策部教職員課長 | 泉谷 匡俊 |
| ・学校教育政策部教育研究所長兼課長 | 松井 悠美子 |
| ・産業・文化部生涯学習課長 | 山下 忠宏 |
| ・産業・文化部スポーツ振興課長 | 松本 茂之 |

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日 程 第 2 | 教育長の報告 |
| 日 程 第 3 | 一般業務報告 |
| 日 程 第 4 | 教委議案第 1 6 号
大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 日 程 第 5 | 教委議案第 1 5 号
大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について |
| 日 程 第 6 | 教委報告第 6 号
府費負担教職員の人事に関する内申に係る臨時代理の報告について |
| 日 程 第 7 | 教委議案第 1 7 号
大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日 程 第 8 | 教委議案第 1 8 号
令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について |

7. 教育長の報告 資料

令和8年 5月

令和8年6月26日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定（太字:教育長・教育委員出席）	備考
1	金	校園長会	
2	土		
3	日	憲法記念日	
4	月	みどりの日	
5	火	こどもの日	
6	水	振替休日	
7	木		
8	金		
9	土	憲法週間記念のつどい	
10	日		
11	月		
12	火	特別議会本会議	
13	水		
14	木	社会教育委員会議	
15	金	大東市PTA協議会総会	
16	土	大東市スポーツ少年団本部総会	
17	日	大東市市民体育大会 わんぱく相撲	
18	月	深野中学校区学校運営協議会	
19	火	教頭・主任会	
20	水	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会、谷川中学校区学校運営協議会	
21	木	全体会議	
22	金	表敬訪問（空手）	
23	土	運動会（灰塚小）	
24	日		
25	月	大阪府公立学校情報機器共同調達協議会	
26	火	南郷中学校区学校運営協議会	
27	水	教育委員会定例会	
28	木		
29	金	大東市青少年協会総会	
30	土	運動会（住道北小・住道南小・四条北小・氷野小・諸福小）	
31	日		
《備考》 変更となる場合があります。			

令和8年 6月

令和8年6月26日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	月	本会議、予算決算委員会(前期全体会)	
2	火	四條畷警察署管内「交通事故をなくす運動」推進本部総会	
3	水	校園長会	
4	木	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)、大東中学校区学校運営協議会	
5	金	未来づくり委員会・予算決算委員会(未来づくり分科会)	
6	土		
7	日		
8	月		
9	火		
10	水	大東青年会議所創立五十五周年記念式典	
11	木		
12	金		
13	土		
14	日		
15	月	管理職選考(面接)	
16	火	教頭・主任会	
17	水		
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		
22	月	予算決算委員会(後期全体会)	
23	火	本会議	
24	水	本会議	
25	木	本会議	
26	金	教育委員会定例会、表敬訪問(女子バドミントン)	
27	土		
28	日		
29	月	庁舎整備に関する推進本部会議	
30	火		
<<備考>> 変更となる場合があります。			

令和8年 7月

令和8年6月26日
教育長報告 資料

日	曜	教育長活動予定 (太字:教育長・教育委員出席)	備考
1	水	表敬訪問(男子団体バドミントン)	
2	木	校園長会、北河内地区教育長協議会	
3	金	総合教育会議、大阪府都市教育長協議会役員会・定例会	
4	土		
5	日		
6	月	北河内地区教育長協議会管外研修	
7	火	北河内地区教育長協議会管外研修	
8	水	大阪府四條畷保健所運営協議会	
9	木	教頭・主任会	
10	金	大阪府都市教育長協議会役員・小中校長会役員合同懇談会	
11	土		
12	日		
13	月		
14	火	表敬訪問(相撲)	
15	水		
16	木	幹部会議、生徒会交流会(大東中)	
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		
21	火	青少年健全育成市民大会	
22	水		
23	木		
24	金	大阪府都市教育長協議会夏季研修会	
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水	表敬訪問(空手)	
30	木	大東市教育研究フォーラム	
31	金		
<<備考>> 変更となる場合があります。			

8. 一般業務報告

1. 大東市子ども安全見守り隊感謝状贈呈制度について

大東市子ども安全見守り隊感謝状贈呈制度について

1. 経緯

子ども安全見守り隊活動は、小学校区内の地域住民をはじめとする様々な方が、児童が安全に登下校できるよう見守りや声かけを行っていただいている活動である。

この活動に従事されている方々への感謝の意を表し、活動意欲の向上を図るため、平成28年度より感謝状の贈呈を開始した。以降、本制度は5年に一度実施しており、令和8年度が3度目の実施年度となる。

これまで感謝状の贈呈は一人1回としてきたが、今回は見守り隊設立20周年を記念し、長年活動を継続してこられた方々へ改めて感謝の意を表するため、再度贈呈する。

なお、活動は、小学校区内の方々による小学生の登下校時の安全を目的としたボランティア活動であることを鑑み、感謝状は、教育委員会名で作成を行い、各小学校を通じて贈呈していただくことを考えている。候補者については、各小学校から推薦していただくこととする。

2. 対象者

令和8年4月1日時点で大東市立小学校区における子ども安全見守り隊として、概ね5年以上活動されている方。なお、過去に贈呈されているかどうかは問わない。ただし、PTAとして活動している方を除く。

[参考] 贈呈実績	平成28年度	合計	701名
	令和3年度	合計	181名

3. 感謝状贈呈までの流れ

- (1) 令和8年6月 教育委員会一般業務報告にて制度説明
- (2) 令和8年7月 校園長会にて学校長に説明
- (3) 令和8年7月 各小学校に推薦依頼
- (4) 令和8年9月 各小学校からの推薦依頼をもって教育委員会（教育長）に内申
- (5) 令和8年11月 感謝状を各小学校から対象者に贈呈

※贈呈は、各小学校の見守り隊感謝会や音楽会等見守り隊員が集う場を想定しているが、詳細は各小学校と協議の上決定する。見守り隊感謝会や音楽会開催時期は、概ね11月中旬に開催される。

9 . 議案書

教委議案第 1 6 号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する
規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条
第 1 項の規定に基づき、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を
改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 2 6 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

学校施設の貸出における施設利用者の利便性向上を図るため。

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日
教 委 規 則 第 号

大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和62年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「団体」の次に「（以下「認定団体」という。）」を加え、同条第3項及び第4項中「者」を「認定団体」に改め、同条第5項中「申請可能日」を「使用日の属する月の1か月前の月の初日（認定団体にあつては、申請可能日）に、「日から」を「日）から」に、「8日前」を「2日前（使用日から使用日の2日前までの間に大東市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる日があるときは、その日を除いて2日前）」に改め、同条第6項中「使用日の8日前（委員会が特に必要と認める場合にあっては、使用日）」を「当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内又は使用日のいずれか早い日」に改め、同条第7項中「7日前」を「前日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条の規定は、施行日以後に行われる施設の使用の申請その他の手続について適用し、同日前に行われる施設の使用の申請その他の手続については、なお従前の例による。

○大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則

昭和62年3月31日

教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例（昭和62年条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申請)

第2条 条例第2条の規定により大東市立小・中学校の施設（以下「施設」という。）の使用の許可を受けようとする者は、大東市公共施設使用許可申請書（様式第1号）により大東市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

2 前項の規定による申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）は、使用日の属する月の1か月前（委員会が認める団体（以下「認定団体」という。）にあつては2か月前）の月の初日から行うことができる。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（令和3年規則第29号。以下「予約システム規則」という。）第4条第2項の規定による予約システムの利用の登録の決定を受けた者認定団体は、予約システム規則第1条に規定する予約システムにより、前項に規定する申請することができる日の初日（以下この項及び第5項において「申請可能日」という。）から当該申請可能日の属する月の6日までの間において、施設の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第8条第2項の規定による予約の決定（以下「予約の決定」という。）の通知を受けた者認定団体は、当該予約が決定した日の属する月の14日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の規定による申請があつたものとみなすものとする。

5 使用日の属する月の1か月前の月の初日（認定団体にあつては、申請可能日から起算して14日を経過した日）から使用日の8日前2日前（使用日から使用日の2日前まで

の間に大東市の休日に関する条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる日があるときは、その日を除いて2日前）までの間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、予約システム規則第1条に規定する予約システムによる予約の申込み等施設の使用に係る手続をすることができる。

- 6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、~~使用日の8日前（委員会が特に必要と認める場合にあっては、使用日）~~当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内又は使用日のいずれか早い日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の規定による申請があったものとみなすものとする。

- 7 使用日の~~7日前~~前日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）から使用日までの間において、前各項の規定による予約又は申請が行われていないときは、委員会の窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

（使用の許可等）

第3条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、当該申請をした者に大東市公共施設使用許可決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、その旨を学校長に通知するものとする。

- 2 委員会は、第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が所定の期日までに使用料を支払わない場合は、当該使用の許可を取り消すものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 使用者は、施設を使用する際に大東市公共施設使用許可決定通知書を提示しなければならない。

（使用期間）

第4条 施設の使用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用の変更等）

第5条 使用者は、許可された施設の使用内容を変更しようとするときは、大東市公共施設使用許可変更申請書（様式第3号）により、取り消そうとするときは、大東市公共施設使用許可取消申請書（様式第4号）により委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で変更又は取消しの可否を決定し、変更するときにあつては大東市公共施設使用許可変更決定通知書（様式第5号）により、取り消すときにあつては大東市公共施設使用許可取消決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の収納）

第6条 委員会は、施設の使用料を収納したときは、領収書（様式第7号）を交付するものとする。

（使用料の還付）

第7条 条例第6条ただし書の規定による使用料（条例別表第2に規定する夜間照明使用料を除く。）の還付については、次の各号（同表に規定する体育館冷暖房設備使用料にあつては、第2号を除く。）に定めるとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰すことのできない理由によって使用することができない場合
既納の使用料の10割

(2) 使用者が次に掲げる日前に施設の使用の許可の取消しを申請した場合

ア 使用日前7日 既納の使用料の5割

イ 使用日前3日 既納の使用料の3割

2 前項各号の場合において、使用料の還付を受けようとする者は、大東市公共施設使用料返還（還付）申請書（様式第8号）により委員会に申請しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で返還の可否を決定し、大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書（様式第9号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第8条 委員会は、条例第7条の規定により、次の各号（条例別表第2に規定する体育館冷暖房設備使用料にあつては、第2号及び第3号を除く。）のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 大東市又は委員会が主催する行事であるとき。

(2) 自校のPTAによる活動であるとき。

(3) 社会教育団体又はボランティアによる活動であるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、大東市公共施設使用料減免

申請書（様式第 10 号）により委員会に申請しなければならない。

- 3 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市公共施設使用料減免決定通知書（様式第 11 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（使用者の遵守事項等）

第 9 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で火気の使用をしないこと。
- (2) 許可外の施設に立入らないこと。
- (3) その他委員会が指示すること。

- 2 使用者は、施設及び附属設備その他器具備品等を破損、汚損又は滅失したときは、破損届を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。

（運動場の夜間使用時の特例）

第 10 条 学校の運動場は、夜間照明設備を用いて使用することができる。この場合において、使用許可の申請その他必要な事項は、別に規則で定める。

（委任）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大東市立学校施設の利用に関する規則の廃止）

- 2 大東市立学校施設の利用に関する規則（昭和 31 年教委規則第 8 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行日前において旧大東市立学校施設の利用に関する規則第 3 条の規定により、施行の使用の許可を受けた者については、昭和 62 年 4 月 1 日から昭和 62 年 4 月 30 日までの間に限りその者の施設の使用については、なおその効力を有する。

附 則（平成 5 年教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の大東市立小・中学校屋内運動場等の使用に関する条例施行規則、第2条の規定による改正前の大東市立幼稚園条例施行規則、第3条の規定による改正前の大東市立青少年婦人センター設置条例施行規則、第4条の規定による改正前の大東市立青少年野外活動センター条例施行規則、第5条の規定による改正前の大東市立市民体育館条例施行規則及び第6条の規定による改正前の大東市立総合文化センター条例施行規則に基づき作成した用紙は、第1条の規定による改正後の大東市立小・中学校屋内運動場等の使用に関する条例施行規則、第2条の規定による改正後の大東市立幼稚園条例施行規則、第3条の規定による改正後の大東市立青少年婦人センター設置条例施行規則、第4条の規定による改正後の大東市立青少年野外活動センター条例施行規則、第5条の規定による改正後の大東市立市民体育館条例施行規則及び第6条の規定による改正後の大東市立総合文化センター条例施行規則に基づき作成したものとみなし、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成13年教委規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年8月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年教委規則第14号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 改正後の大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則第9条の規定は、平成29年10月1日以後に夜間開放事業により夜間照明設備及び運動場等（以下「夜間照明設備等」という。）を使用する場合について適用し、同日前に夜間開放事業により夜間照明設備等を使用する場合は、なお従前の例による。

附 則（令和3年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年教委規則第1号）

この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例の一部を改正する条例（令和４年条例第２９号）の施行の日から施行する。

附 則（令和７年教委規則第４号）

この規則は、令和７年３月１日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

大東市公共施設使用許可申請書

申 請 番 号					
(宛先) 大東市教育委員会					
申 請 者 住 所					
		氏名又は団体の名称			
		代 表 者 氏 名			
		電 話			
		F A X			
責 任 者 住 所					
		氏 名			
		電 話			
		F A X			
施設の使用を、次のとおり申請します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
使 用 内 容					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	使 用 目 的		使 用 料
			営利/非営利	使用予定人数	
対 象 者				使 用 料 合 計	
入場料 (最高額)				加 算 額	
公 益 / 収 益				減免・割引額	
				使 用 料	

様式第2号(第3条関係)

大東市公共施設使用許可決定通知書

申 請 番 号					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
F A X					
責 任 者 住 所					
氏 名					
電 話					
F A X					
大東市教育委員会					
施設の使用を、次のとおり許可します。					
催 事 区 分					
催 事 詳 細					
使 用 内 容					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	使 用 目 的 営利/非営利	使用予定人数	使 用 料
対 象 者				使 用 料 合 計	
入場料（最高額）				加 算 額	
公 益 / 収 益				減免・割引額	
				使 用 料	

様式第3号(第5条関係)

大東市公共施設使用許可変更申請書

申 請 番 号					
(宛先) 大東市教育委員会					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
責 任 者 住 所					
氏 名					
電 話					
年 月 日付 第 号 で許可された 施設の使用の変更を、次のとおり申請します。					
区 分	使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	使 用 目 的	使 用 料
変 更 後					
変 更 前					
申請理由				使 用 料 合 計	
変更日：				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第 4 号(第 5 条関係)

大東市公共施設使用許可取消申請書

申 請 番 号				
(宛先) 大東市教育委員会				
申 請 者 住 所				
氏名又は団体の名称				
代 表 者 氏 名				
電 話				
責 任 者 住 所				
氏 名				
電 話				
年 月 日付 第 号 で許可された 施設の使用の取消を、次のとおり申請します。				
使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	使 用 目 的	使 用 料 キャンセル料
取消理由 取消日：			使 用 料 合 計	
			キ ャ ン セ ル 料 合 計	
			既 納 額	
			追 徴 額	
			還 付 額	

様式第5号(第5条関係)

大東市公共施設使用許可変更決定通知書

申 請 番 号					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
責 任 者 住 所					
氏 名					
電 話					
大東市教育委員会					
年 月 日付 第 号 で許可された 施設の使用の変更を、次のとおり許可します。					
区 分	使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	使 用 目 的	使 用 料
変 更 後					
変 更 前					
申請理由				使 用 料 合 計	
変更日：				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第 6 号(第 5 条関係)

大東市公共施設使用許可取消決定通知書

申 請 番 号				
申 請 者 住 所				
氏名又は団体の名称				
代 表 者 氏 名				
電 話				
責 任 者 住 所				
氏 名				
電 話				
大東市教育委員会				
年 月 日付 第 号 で許可された 施設の使用の取消を、次のとおり許可します。				
使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	使 用 目 的	使 用 料 キャンセル料
取消理由 取消日：			使 用 料 合 計	
			キ ャ ン セ ル 料 合 計	
			既 納 額	
			追 徴 額	
			還 付 額	

様式第 7 号(第 6 条関係)

領 収 書

下記の金額を領収いたしました。

金 _____円

登録番号：

但し、施設の下記使用料として

申 請 番 号				
項 目		使 用 日	使 用 時 間	使用料（税込）

様式第8号(第7条関係)

大東市公共施設使用料返還（還付）申請書

申 請 番 号				
(宛先) 大東市教育委員会				
申 請 者 住 所				
氏名又は団体の名称				
代 表 者 氏 名				
電 話				
責 任 者 住 所				
氏 名				
電 話				
施設の使用料の還付を、次のとおり申請します。				
使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	請 求 理 由	過 払 額
還付請求理由				
使 用 許 可 年 月 日		還 付 請 求 額		

様式第9号(第7条関係)

大東市公共施設使用料返還（還付）決定通知書

申 請 番 号				
申 請 者 住 所				
氏名又は団体の名称				
代 表 者 氏 名				
電 話				
責 任 者 住 所				
氏 名				
電 話				
大東市教育委員会				
施設の使用料の還付を次のとおり許可します。				
使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	請 求 理 由	過 払 額
還付請求理由				
使 用 許 可 年 月 日		還 付 請 求 額		
還 付 額				
充 当 額				
返 金 額				

様式第10号(第8条関係)

大東市公共施設使用料減免申請書

申 請 番 号					
(宛先) 大東市教育委員会					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
責 任 者 住 所					
氏 名					
電 話					
施設の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	減 免	使用料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			使 用 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

大東市公共施設使用料減免決定通知書

申 請 番 号					
申 請 者 住 所					
氏名又は団体の名称					
代 表 者 氏 名					
電 話					
責 任 者 住 所					
氏 名					
電 話					
大東市教育委員会					
施設の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。					
使 用 年 月 日	使 用 時 間	室 場 名	減 免	使用料	減 免 額 (減 免 率)
申請理由			使 用 料 合 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

様式第 9 号 (第 7 条関係)

様式第 1 0 号 (第 8 条関係)

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

教委議案第 15 号

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

公共施設予約システムの仕様を変更するため、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則が改正されることに伴い、当該規則も一部改正を行う必要があるため。

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日

教委規則第 号

大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則（平成29年教委規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「以後」の次に「から使用日の3日前（その日が1月1日に当たるときは、前年の12月27日）までの間」を加え、「委員会の窓口において同項の規定による申請その他の」を「予約システム規則第1条に規定する予約システムによる予約の申込み等夜間開放事業による学校の運動場の使用に係る」に改め、同条に次の2項を加える。

6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内又は使用日のいずれか早い日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の規定による申請があったものとみなすものとする。

7 使用日の2日前（その日が1月2日に当たるときは、前年の12月28日）から使用日までの間において、前各項の規定による予約又は申請が行われていないときは、委員会の指定する窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条の規定は、施行の日以後に行われる夜間開放事業による学校の運動場の使用の申請その他の手続について適用し、同日前に行われる夜間開放事業による学校の運動場の使用の申請その他の手続については、なお従前の例による。

○大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則

平成29年7月3日

教委規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例（昭和62年条例第10号。以下「条例」という。）の規定により施行するもののうち、夜間照明設備を用いて中学校の運動場を市民に開放する事業（以下「夜間開放事業」という。）の実施について、大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則（昭和62年教委規則第2号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施場所及び期間)

第2条 夜間開放事業を実施する場所は、大東市立住道中学校、大東市立四条中学校及び大東市立深野中学校（以下「学校」という。）の運動場とする。

2 夜間開放事業を実施する期間等は、1月4日から12月28日までの間における午後7時から午後9時までの時間帯とし、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、当該期間内において夜間開放事業を実施しない日を設けることができる。

(対象等)

第3条 夜間開放事業の対象となる者は、おおむね本市に在住、在勤又は在学する者で構成され、第10条に規定する使用者の遵守すべき事項について、責任をもって遂行できる者が代表者である団体とする。

2 夜間開放事業の対象となる団体が行うことができる種目は次のとおりとする。

- (1) サッカー
- (2) ラグビー
- (3) ソフトボール
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が認めた種目

(使用の申請)

第4条 条例第2条の規定により夜間開放事業による学校の運動場の使用の許可を受けようとする者は、条例施行規則様式第1号に規定する大東市公共施設使用許可申請書により委員会に申請しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数の

ときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

- 2 前項の規定による申請（予約の申込みとみなす場合を含む。）は、使用日の属する月の前月の初日から行うことができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 事前に大東市公共施設予約システムに関する規則（令和3年規則第29号。以下「予約システム規則」という。）第4条第2項に規定する予約システムの利用の登録の決定を受けた者は、予約システム規則第1条に規定する予約システムにより、前項に規定する申請することができる日の初日（以下この項及び第5項において「申請可能日」という。）から申請可能日の属する月の6日までの間において、夜間開放事業による運動場の使用に係る予約の申込みをすることができる。ただし、委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 抽選等の選考を経て、予約システム規則第8条第2項の規定による予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定した日の属する月の14日までに、第1項の規定による使用の申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の申請書の提出とみなすものとする。
- 5 申請可能日から起算して14日を経過した日以後から使用日の3日前（その日が1月1日に当たるときは、前年の12月27日）までの間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、~~委員会の窓口において同項の規定による申請その他の~~予約システム規則第1条に規定する予約システムによる予約の申込み等夜間開放事業による学校の運動場の使用に係る手続をすることができる。
- 6 前項の手続により予約の決定の通知を受けた者は、当該予約の決定を受けた日の翌日から起算して7日以内又は使用日のいずれか早い日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、当該予約の申込みは、当該予約の決定を証明する書類の提示等により、同項の規定による申請があったものとみなすものとする。
- 7 使用日の2日前（その日が1月2日に当たるときは、前年の12月28日）から使用日までの間において、前各項の規定による予約又は申請が行われていないときは、委員会の指定する窓口において第1項の規定による申請その他の手続を行うことができる。

（使用の許可）

第5条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、条例施行規則様式第2号に規定する大東市公共施設使用許可決定通知書により当該申請をした者に通知するとともに、その旨を学校長に通知するものとする。

2 前項の場合において、許可しない場合は、その理由について当該申請をした者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用する際に大東市公共施設使用許可決定通知書を提示しなければならない。

（使用の制限）

第6条 夜間開放事業による同一運動場の使用は、原則として1団体につき1週間当たり1回とする。ただし、第4条第5項に規定する申請の場合は、この限りでない。

（使用日等の変更及び使用の取消し）

第7条 使用者は、夜間開放事業による運動場の使用日等を変更しようとするときは、当該使用の許可を取り消し、改めて使用の許可を得なければならない。

2 使用者は、夜間開放事業による運動場の使用の申請を取り消そうとするときは、委員会に口頭その他の方法で届け出なければならない。

（使用の手続）

第8条 使用者は、条例別表第2に規定する夜間照明設備に係る使用料の納付と引き換えに夜間照明設備を稼働させるために用いるコイン又は利用者番号を受け取るものとする。

2 前項のコイン又は利用者番号を受け取った者は、これらにより夜間照明設備を稼働させるものとする。

3 委員会は、第1項の使用料を収納したときは、条例施行規則様式第7号に規定する領収書を交付するものとする。

（使用料の還付等）

第9条 夜間照明設備に係る使用料については、還付及び減免は行わない。

2 夜間照明設備を使用しなかった者は、以後において夜間開放事業による運動場の使用を許可されたときに、前条第1項のコイン又は利用者番号を使用することができる。

（使用者の遵守事項等）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 校内で喫煙、火気の使用及び飲酒をしないこと。

- (2) 校内に危険性を伴う設備及び物品（以下「設備等」という。）を持ち込まないこと。
 - (3) 校内に持ち込んだ設備等及びごみ類を持ち帰り、物品庫等を放置しないこと。
 - (4) 使用目的以外の学校の施設及び設備等を使用しないこと並びにこれらを持ち出し、及び傷つけないこと。
 - (5) 運動場の使用後は清掃する等積極的に美化活動を行い、午後 9 時までに使用者の全員が校内から退去すること。
 - (6) 車両（自動二輪、原動機付自転車及び自転車を含む。）は、指定された区域に整理して駐車し、指定された区域以外に入れないこと。
 - (7) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
 - (8) 大きな音を発する等周辺住民に迷惑のかかることは慎むこと。
 - (9) 雨天等で運動場がぬかるんでいる場合は使用しないこと。
 - (10) 許可なく物品の販売、金品の寄附募集行為をしないこと。
 - (11) 係員及び委員会の指示に従うこと。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障のある行為をしないこと。
- 2 使用者は、学校の施設及び設備等を破損、汚損又は滅失したときは、破損届を委員会に提出し、その指示に従わなければならない。

（使用の特例等）

第 11 条 第 3 条第 2 項（第 4 号の規定を除く。）の規定にかかわらず、大東市立四条中学校にあっては軟式野球、大東市立深野中学校にあっては軟式野球及び硬式野球について、練習に限り、夜間開放事業による運動場の使用をすることができる。

2 前項の規定により、軟式野球又は硬式野球の練習のため夜間開放事業による運動場の使用をする使用者は、前条第 1 項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項（第 4 号に掲げる事項にあっては、硬式野球の練習のため使用する場合に限る。）を遵守しなければならない。

- (1) ボールがフェンスの外に出る可能性の高い行為を行わないこと。
- (2) 木製バットを使用する等、打球音を押さえる措置を講じること。
- (3) 監督者又は責任者を常駐させ、学校の内外における安全対策に万全を期すること。
- (4) 当該年度における初めての使用日までに、前条第 1 項各号及び第 1 号から前号までに掲げる事項を遵守する旨の誓約書（別記様式）を委員会に提出すること。

（原状回復等）

第12条 委員会は、使用者の故意又は重大な過失により、学校の施設及び設備等を破損、汚損又は滅失させたときは、使用者の責任をもって原状回復又は損害の賠償を行わせるものとする。

2 前項に規定する場合において、使用者が損害賠償の義務を果たさないとき及び使用者の責任によらない理由により学校の施設及び設備等を破損、汚損又は滅失させたときは、委員会が原状回復又は費用弁償を行うものとする。

(第三者に対する損害)

第13条 委員会は、使用者が第三者に損害を与えたときは、双方の調整を図るものとし、使用者は損害を賠償の上、責任をもって当該事案の解決を図るものとする。

(苦情処理)

第14条 委員会は、夜間開放事業に係る苦情があったときは、当該苦情に対する窓口となって対応するものとする。

(使用の制限)

第15条 委員会は、第11条第1項の規定により軟式野球又は硬式野球の練習での夜間開放事業による運動場の使用を認められた使用者が、第10条第1項各号及び第11条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に反して学校を使用したことが判明した場合は、6か月以下の期限を定めて、次の各号に掲げる当該使用者が行った手続等に対し、当該各号に定める取扱いを行うことができる。

- (1) 第4条第1項の規定による夜間開放事業による運動場の使用の許可の申請であって、第5条第1項の規定による使用の許可がされていないもの 不許可
- (2) 第4条第3項の規定による夜間開放事業による運動場の使用の許可の申請の予約であって、同条第4項の規定による使用の許可の申請が行われていないもの 無効
- (3) 第5条第1項の規定により行った夜間開放事業による運動場の使用の許可であって、未だ使用日が到来していないもの 取消し

(学校の責務)

第16条 学校は、夜間開放事業を円滑に実施できる環境を整えるほか、夜間開放事業の実施に関する責任は、負わないものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、夜間開放事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

(大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部改正)

- 2 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則(昭和62年教委規則第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成31年教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に夜間開放事業による運動場の使用をする場合であって、この規則の公布の日以後に当該使用に係る許可を受けたものについて適用する。

附 則 (令和3年教委規則第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和7年教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式（第 11 条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）大東市教育委員会

私は、大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の規定による夜間開放事業について、硬式野球の夜間練習使用で、大東市立深野中学校の運動場を使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

誓約した事項に違反した場合は、違反が判明した日から最大 6 か月間、夜間開放事業による大東市立住道中学校、大東市立四条中学校及び大東市立深野中学校の運動場の使用を禁止されること、及び予約済み分は全て取り消されることについて、異議はありません。

記

- 1 ボールがフェンスの外に出る可能性の高い行為を行わないこと。
- 2 木製バットを使用する等、打球音を抑える措置を講じること。
- 3 監督者又は責任者を常駐させ、学校の内外における安全対策に万全を期すること。
- 4 大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則第 10 条第 1 項各号に掲げる事項

団体名

代表者

※署名してください。

別記様式（第 1 1 条関係）

教委議案第 17 号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正
する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第
15 条第 1 項及び第 33 条第 1 項の規定に基づき、大東市立小学校及び中学校の
管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委
員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を
改正する法律（令和 7 年法律第 68 号）により一括して行われた学校教育法（昭
和 22 年法律第 26 号）の一部改正により、令和 8 年 4 月 1 日から新たに創設さ
れた「主務教諭」の職について、府費負担教職員においても令和 9 年 4 月 1 日か
ら設置が開始されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
(案)

令和 年 月 日

教 委 規 則 第 号

大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和３３年教委規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条の２の見出しを「（教諭（指導専任）等）」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、その職名を主務教諭（指導専任）とすることができる。

５ 前項の主務教諭（指導専任）は、第３項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第３条の４第２項中「発令は、」の次に「第４条の１１第１項に規定する首席（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる首席を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護をつかさどる主務教諭（以下「主務養護教諭」という。）及び栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭（以下「主務栄養教諭」という。）を除く。）又は教諭のうちから」を加える。

第４条の３第１項中「保健主事は」の次に「、指導教諭、指導養護教諭」を加え、同条第２項中「進路指導主事は、」の次に「指導教諭又は」を加え、同条第３項中「主任等は、」の次に「指導教諭又は」を加える。

第４条の４第２項中「主任等は、」の次に「指導教諭又は」を加える。

第４条の１１第２項中「主幹教諭は」の次に「、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭」を加える。

第４条の１２第２項中「それぞれ」の次に「主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、」を加える。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の第3条の2第4項、第3条の4第2項、第4条の3、第4条の4第2項、第4条の11第2項及び第4条の12第2項に規定する職の発令に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

○大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

昭和33年1月16日

教委規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する大東市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学期及び休業日)

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条に規定する学校の学期及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 学期

- ア 第1学期 4月1日から8月25日まで
- イ 第2学期 8月26日から12月31日まで
- ウ 第3学期 1月1日から3月31日まで

(2) 休業日

- ア 夏季休業日 7月21日から8月25日まで
- イ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- ウ 春季休業日 3月25日から4月7日まで

2 校長は、学校運営上、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、別に休業日を定めることができる。

(学期又は休業日の変更)

第3条 校長は、学期又は休業日を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は学芸会、運動会等の学校行事を学期又は休業日に行うための変更については、教育委員会に届け出るものとする。

(教諭（指導専任）等)

第3条の2 学校に、任用の期限を付さない講師を置くことができる。

2 前項の講師の職名は、教諭（指導専任）とする。

3 第1項の講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第17項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する講師の職務を行う。

4 第2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、その職名を主務教諭（指導専任）とすることができる。

5 前項の主務教諭（指導専任）は、第3項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

（職員会議）

第3条の3 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

2 職員会議においては、校務に関する事項について教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。

3 校長は、職員会議を招集し、主宰する。

（司書教諭）

第3条の4 1 2学級以上の学校に、1校あたり1人の司書教諭を置く。

2 司書教諭の発令は、第4条の1 1第1項に規定する首席（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる首席を除く。）、指導教諭、主務教諭（養護をつかさどる主務教諭（以下「主務養護教諭」という。）及び栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭（以下「主務栄養教諭」という。）を除く。）又は教諭のうちから校長が口頭により行い、教育委員会に報告する。

（教務主任等）

第4条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

2 小学校に、生徒指導主事を置くことができる。

3 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

（教務主任等の職務）

第4条の2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 保健主事は、校長の監督を受け学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

5 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(教務主任等の発令)

第4条の3 保健主事は、指導教諭、指導養護教諭、教諭又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命じる。

2 生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭又は教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命じる。

3 第4条に規定する教務主任等のうち前2項に規定する保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事以外の主任等は、指導教諭又は教諭のうちから校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(その他の主任等)

第4条の4 学校に、第4条に規定する教務主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項に規定する主任等は、指導教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任)

第4条の5 学校に校務主任及び調理主任を置くことができる。

2 校務主任及び調理主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主幹)

第4条の6 学校に主幹を置くことができる。

2 主幹は、事務職員をもつてこれに充てる。

3 主幹は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。

(主査)

第4条の7 学校に主査を置くことができる。

2 主査は、事務職員及び学校栄養職員をもつてこれに充てる。

3 主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(副主査)

第4条の8 学校に副主査を置くことができる。

- 2 副主査は、事務職員及び学校栄養職員をもつてこれに充てる。
- 3 副主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(主事)

第4条の9 学校に主事を置くことができる。

- 2 主事は、事務職員をもつてこれに充てる。
- 3 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(技師)

第4条の10 学校に技師を置くことができる。

- 2 技師は、学校栄養職員をもつてこれに充てる。
- 3 技師は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる。

(首席)

第4条の11 学校に首席を置くものとし、主幹教諭をもつて充てる。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 2 前項の主幹教諭は、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから大阪府教育委員会が命ずる。
- 3 首席は、校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務を整理し、児童又は生徒の教育をつかさどる。
- 4 首席の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭)

第4条の12 学校に指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

- 2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから大阪府教育委員会が命ずる。
- 3 指導教諭は児童又は生徒の教育をつかさどり、指導養護教諭は児童又は生徒の養護をつかさどり、指導栄養教諭は児童又は生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれ専門的な知識や経験を活用し、教職員の指導力の向上を図る。
- 4 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭の職務に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(その他の職)

第4条の13 第3条の2、第4条及び第4条の4から前条までに定めるもののほか、必

要な職は別に定める。

(校長の専決事項)

第5条 校長限りで専決できる事項は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 校長及び所属職員の出張（校長の宿泊を伴う出張を除く。）、休暇その他サービスの処理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項の処理に関すること。

2 前項各号に掲げる事項のうち、重要又は異例であると認められる事項の処理については、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(施設及び設備の保持)

第6条 校長は、学校の施設及び設備を、より良き状態に保持するよう常に努めるものとする。

(防災及び警備計画)

第7条 校長は、学校の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する計画には、特に、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するための措置が講じられていなければならない。

(施設及び設備の損傷又は亡失)

第8条 学校の施設及び設備を著しく損傷し、若しくは亡失し、又は設備が使用に耐えなくなつたときは、校長はその理由を付して、教育委員会に報告しなければならない。

(施設及び設備の貸与)

第9条 学校の施設及び設備の貸与は、校長の意見を聴き、教育委員会が許可する。ただし、定例軽易な事項については、校長が許可することができる。

(施設及び設備の転用)

第9条の2 学校の施設及び設備の使用目的を変更し、又は著しく現状を変更しようとするときは、校長は施設、設備変更申請により教育委員会の許可を受けなければならない。

第10条 削除

(伝染病等発生の報告)

第11条 学校内に伝染病が発生したときは、校長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。職員及び生徒等に中毒その他の集団的疾患、傷害、死亡等の事項が発生

したときも同様とする。

- 2 校長は、学校の通学区域に伝染病の発生を認めた場合は、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(学級編制)

第12条 校長は、毎年翌学年の学級編制の原案を教育委員会に提出しなければならない。学年の中途において学級編制の変更の必要が生じたときも、同様とする。

- 2 校長は、教育委員会の指示に基づいて学級を編制しなければならない。

(教育課程)

第12条の2 校長は、毎年学年初めに、教育課程を教育委員会に届け出なければならない。

(教育指導の計画)

第13条 校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年学年初めに、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 学校経営の重点
- (2) 学習指導及び生徒指導の重点
- (3) 健康管理の指導の重点
- (4) 日課表
- (5) 校務分掌
- (6) 行事予定表
- (7) 教職員の研修計画

(教材の取扱い)

第14条 校長は、教材及び教具の選定に当たっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について、十分配慮するものとする。

第15条 校長は、教科書の発行されていない教科について、主たる教材として図書を使用するときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

第16条 校長は、学年又は学級全員に、教材として次に掲げるものを使用するときは、あらかじめ、教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書と併用して継続的に学習の用に供する副読本、問題集、解説書その他これらに類するもの
- (2) 学習の過程又は夏季休業日、冬季休業日等、長期にわたって使用する学習帳その

他これらに類するもの

(遠足等の実施)

第17条 校長は、遠足等校外における学校行事を実施しようとするときは、あらかじめ、その計画を教育委員会に届け出なければならない。

(宿泊を要する学校行事の実施)

第18条 校長は、宿泊を要する学校行事を実施しようとするときは、あらかじめ、その計画を教育委員会に届け出なければならない。

(性行不良による出席停止)

第19条 校長は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等、性行不良であつて他の生徒等の教育に妨げがあると認める生徒等があるときは、教育委員会に報告又は出席停止についての意見の具申をしなければならない。

- (1) 他の生徒等に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- (2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- (3) 施設又は設備を損壊する行為
- (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定による出席停止の命令は、次の各号に定める手続により教育委員会が命じるものとする。

- (1) あらかじめ当該生徒等及び保護者の意見を聴取する。
- (2) 理由及び期間を記載した文書を保護者に交付する。

3 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の命令に係る生徒等の出席停止の期間における学習の支援その他教育上必要な措置を講じなければならない。

(対外運動競技への参加)

第20条 小学校においては、対外運動競技に学校教育活動として参加しないものとする。ただし、市又は隣接する市程度の地域内における対外運動競技については、学校運営及び児童の心身の発達からみて無理のない範囲で参加することができる。

2 中学校においては、大阪府内で行われる対外運動競技に学校教育活動として参加することができる。ただし、近畿大会及び全国大会については、次に定めるところによりそれぞれ年1回に限り参加することができる。

- (1) 宿泊を要しない場合は、校長は教育委員会に届け出ること。
- (2) 宿泊を要する場合は、校長は教育委員会の承認を受けること。

- 3 前2項の対外運動競技とは、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体の共同主催で開催される大会とする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、体力に優れ競技水準の高い生徒等については、広く国民のうちから競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に参加することができる。
- 5 学校教育活動以外の運動競技会に生徒等が参加するに当たっては、校長は保護者に対し適切な指導をするとともに参加の状況を把握しなければならない。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和33年4月1日から施行する。

(令和2年度における学期及び休業日の特例)

- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の学期のうち、第1学期は4月1日から8月19日まで、第2学期は同月20日から12月31日までとし、同年度における学校の休業日のうち、夏季休業日は8月1日から同月19日までとする。
- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、令和2年度における学校の休業日のうち、冬季休業日は、12月26日から翌年1月6日までとする。

附 則 (昭和40年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則 (昭和46年教委規則第2号)

この規則は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則 (昭和46年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年教委規則第1号)

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則 (昭和49年教委規則第1号)

この規則は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則（昭和５０年教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５０年教委規則第４号）

この規則は、昭和５０年７月１日から施行する。

附 則（昭和５６年教委規則第１号）

この規則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和５９年教委規則第１号）

この規則は、昭和５９年５月１日から施行する。

附 則（昭和６１年教委規則第５号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の規定は、昭和６１年４月１日から適用する。

附 則（平成３年教委規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成４年教委規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成５年教委規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成８年教委規則第１号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成９年教委規則第１号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１１年教委規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１３年教委規則第６号）

この規則は、平成１４年１月１日から施行する。

附 則（平成１５年教委規則第４号）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年教委規則第６号）

（施行期日）

１ この規則は、公布の日から施行する。

(大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 大東市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成7年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成15年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月30日から適用する。

附 則（平成21年教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年教委規則第4号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

「主務教諭」のイメージ

課題

- 学校が抱える課題や学校横断的な取組への対応など、学校が組織的に対応すべき事象が多様化・複雑化
- 学校内の多様なスタッフや、地域・関係機関など、学校内外との連携・調整に関する業務が増加
- 近年、大量退職・大量採用に伴い若手教師が増加。

1 中堅教員を「主務教諭」に任用

2 「主務教諭」が核となり担当する教育活動について総合的に調整

- ・学校横断的な取組について学校内外と総合的に調整
(例 教育相談や特別支援教育、情報教育、防災・安全教育 等)
- ・若手教師へのサポート機能の強化

3 職務と職責に相応しい処遇の実現

- 給料表に主務教諭に対応した新たな級を創設



教委議案第 18 号

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 17 号及び第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

大東市教育委員会

教育長 岡 本 功

理 由

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されることに伴い、本市の結果概要を市ホームページ等で公表する内容及び方法等についての方針を定めるため。

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

結果公表の方法及び内容については、以下のとおりとする。

1. 市全体の結果について

(方法)

- ・ 広報だいとう及び市教育委員会ホームページに掲載する。

(内容)

- ・ 各教科の平均正答率等（国語、算数・数学、英語）
- ・ 教科の領域ごとの概要と課題
- ・ 児童・生徒質問紙調査の結果
- ・ 市の取組み 等

2. 市内各学校の結果について

(方法)

- ・ 各校より各家庭へ結果を配付する。

(内容)

- ・ 各教科領域別の概要
- ・ 調査結果についての分析、今後の改善方策
- ・ 学力向上のための取組み 等

※令和８年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領より抜粋

７． 調査結果の取扱い

６） 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、各教育委員会及び学校等が調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、各教育委員会及び学校等が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

平成 9 年 3 月 2 8 日

条例第 3 号

(公開しないことができる情報)

第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

- (1) 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))を除く。)、団体又は個人の事業者(以下「法人等」という。)に関する情報のうち、公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のあるもの又は公開しないことを条件に法人等から提供された情報で、公開しないことが必要かつ合理的であると認めるに相当の理由のある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体、健康及び生活を保護するために必要とされる情報

イ 法人等の違法又は不当な事業活動から市民を守るために必要とされる情報

ウ ア又はイに準じる情報であって、公益上の必要から特に公開することが必要と認められる情報

- (2) 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、当該個人の承諾を得ないで公開することにより、当該個人の協力を得ることが著しく困難になると認められる情報

- (3) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序維持に支障が生じる情報

- (4) 公開することにより、市政の公平または円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある次に掲げる情報

ア 市の内部機関又は機関相互における審議、検討又は調査等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討又は調査等に著しい支障がある情報

イ 市の行う事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報

ウ 市と国等との間における照会、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、その協力関係に著しい支障がある情報

岡本教育長

定刻になりました。
開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告いたします。
なお、太田委員から遅刻のご連絡を頂戴しております。申し添えさせていただきます。

岡本教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から6月の教育委員会定例会を開催いたします。

岡本教育長

まず、日程第1「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、中野委員にお願いいたします。

岡本教育長

次に日程第2「教育長の報告」でございます。
これは、私の教育長としての活動を紹介する中で、私が感じたことや考えていることなどをお伝えし、委員の皆様と情報交換・共有を行うものです。
まず、本日大東市にレベル4の大雨危険警報が発令されましたので、本日は市内全校園臨時休業となっております。
これは5月29日に気象庁が新たな防災気象情報の運用を開始したことに伴いまして、本市学校への対応について見直しを行いました。その改定内容に基づく措置でございます。
本日は2点について報告をいたします。
まず1点目は5月23日・5月30日に実施されました小学校・運動会でございます。春の運動会は小学校6校（灰塚小学校・住道北小学校・住道南小学校・四条北小学校・氷野小学校・諸福小学校）で行われ、各校を参観いたしました。
いずれの学校におきましても、児童が練習の成果を存分に発揮して競技・演技に全力で、そしてたいへんよい表情で取り組んでいるのが印象的でした。保護者や地域の方々からの盛大な拍手が児童の達成感につながったことと思います。
教員の動きにも一体感が感じられ、各校、有意義な行事を創り上げていただいたと感じております。
また、児童用テントの設置やWBGT計の活用、こまめな水分補給など熱中症対応も定着してきたように思いました。
2点目は、議会関係でございます。6月23日から25日にかけて、6月定例会月議会一般質問がございました。
教育関係について今回も多く質問がございましたが、私が答弁いたしましたのは、「義務教育学校設置に向けて、補助金に関して文部科学省とどのように連携を図っているか」、「学校の適正規模・適正配置について、どのように議論を行っていくのか」で

ございました。

詳細につきましては、7月定例会の一般業務報告にてご報告申し上げます。

今後の予定としましては、まず7月3日に今年度第1回の総合教育会議が開催されます。学校の適正規模・適正配置の検討の進め方について、学校のあるべき姿についてをテーマに協議を行う予定です。教育委員の皆さまにも、闊達なご意見をよろしくお願いします。

また、7月6日・7日に北河内地区教育長協議会管外研修がございします。埼玉県戸田市教育委員会及び戸田市立小・中学校を訪問し、「多様なニーズに応じた学びの推進」「エビデンスに基づく政策推進」などをテーマとした戸田市の教育改革について研修をする予定です。

次期学習指導要領に向けての準備という面でも、大きなご示唆を頂戴できるものと考えております。

また、毎年度、全中学校生徒会役員の皆さんとの交流会を行っておりますが、今年度1校目が7月16日、大東中学校で実施されます。今年度も生徒会の取組みや学校の特色・様子、学校生活で普段考えていること、挑戦してみたいこと、悩んでいることなど貴重な対話の機会にしたいと考えております。

「教育長の報告」は以上でございます。

岡本教育長

先ほど報告いたしました運動会ですが、齊藤委員にもご出席いただいておりますので、何か感想などございましたらよろしくお願いいたします。

齊藤委員

住道北小学校の運動会に行かせていただきました。

半日ということで、全行程見させていただいたのですが、まず先生方の子どもたちに対する声かけがとても素敵でした。すごく暑かったのでお茶を飲んだりとか、ちょっと日陰に行ったりという声かけがあるかと思うのですが、私は1年生の横に座っていたのですが、「今お茶飲める時間だよ」って先生に言われると全員が飲むんですよ。なんか素敵だなと思いました。「飲みなさい」や「飲まない」とかではなく「ほらほら、今お茶飲める時間来たよ」みたいな。私も飲まないとかんなくて隣で思いましたのすごくいいなと。それに感心していました。

あと、応援団の取組についてですが、応援団だけでなく見ている子どもたちもすごく楽しんで応援していて、すごく素敵だなと思いました。

ご父兄の方の見方についても、座る席は設けていないということをお聞きして、どうなのかなと思っていたのですが、皆さんちゃんと自分の子が終われば後ろに下がられ、暑くても日傘をさしている方はいませんでした。その辺がすごく素晴らしいなと思いました。

すごく私的な理由で住道北小学校に行かせてもらったのですが、自分の娘の同級生が先生になっていまして、この大東市で生まれて育ち、また大東の先生になりたいと思うことがすごくうれしくて、ずっとその先生を見ていました。途中から見られてるこ

とにちょっと気づいていまして、最後にしゃべったのですが、先生になってくれて本当にありがたいという気持ちと、あんまりしんどくならないようにみんなに相談しながらやってねっていうことを伝えました。

とても良かったです。ありがとうございました。

岡本教育長

ありがとうございました。

他、委員の皆様何かご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは日程第2「教育長の報告」につきましては、以上で終了とします。

岡本教育長

なお、本日は、産業・文化部より、議案等の説明のために出席いただいております。

今回、生涯学習課から一般業務報告の申出がございましたので、会議の順序を変更し、先に一般業務報告を受けることとします。

岡本教育長

日程第3 一般業務報告について、でございます。

岡本教育長

1番、大東市子ども安全見守り隊感謝状贈呈制度について、報告をお願いします。

山下課長

産業・文化部生涯学習課より、「大東市子ども安全見守り隊感謝状贈呈制度」について、ご報告いたします。

資料は、A4の1枚もの、右肩に「一般業務報告」と記載しているものをご覧ください。

まず、「1.経緯」についてご説明いたします。

子ども安全見守り隊活動は、小学校区内の地域住民をはじめとする、様々な方が、児童が安全に登下校できるよう見守りや声かけを行っていただいている活動です。

この活動に従事されている方々への感謝の意を表し、今後の活動意欲の向上を図るため、平成28年度より感謝状の贈呈を開始いたしました。

感謝状の贈呈は5年に一度実施しており、令和8年度は3回目の実施となります。これまで感謝状贈呈は、一人1回としておりましたが、今回は見守り隊設立20周年の節目であることから、長年にわたり活動を継続していただいている方々へ改めて謝意を示すため、再度贈呈を行うことといたしました。

なお、子ども安全見守り活動は、小学校区内の方々による、小学生の登下校時の安全を目的としたボランティア活動であることから、感謝状は各校を通じて贈呈していただくことを考えております。

なお、贈呈候補者につきましては、各小学校にご推薦いただくこととしております。

次に、「2.対象者」でございます。

「令和8年4月1日現在で大東市立小学校区の子ども安全見守り隊として、概ね5年以上活動されている方」でございます。なお、過去に贈呈されているかどうかは問いません。

最後に、「３．感謝状贈呈までの流れ」でございます。

本日の教育委員会定例会終了後、７月の校園長会にてご説明させていただき、生涯学習課より、各小学校あてに対象者名簿の作成を依頼する予定です。提出いただいた名簿に基づき、教育委員会と調整のうえ、各校から対象者に贈呈していただくことを考えております。

感謝状贈呈の場は、各小学校の見守り隊感謝会や音楽会など、見守り隊員が集う場を実施する予定ですが、詳細については各小学校と協議のうえで決定することとします。

以上でございます。

岡本教育長

日々子どもたちの安全安心のためにご尽力いただいております見守り隊の方々への感謝状贈呈の制度ということで説明がございました。ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

齊藤委員

５年以上活動されている方とありますが、表彰される方の年齢はどれぐらいの方が多ですか。

山下課長

ご年齢につきましては高齢の方が多くいらっしゃると思います、大体７０歳前後の方がメインになっております。

岡本教育長

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では以上で本日の一般業務報告を終わります。

岡本教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

岡本教育長

最初に、日程第４ 教委議案第１６号 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、及び日程第５ 教委議案第１５号 大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について、の２件を一括議題としたいと思います。

岡本教育長

理事者より順次、提案理由の説明を求めます。まず日程第４ 教委議案第１６号 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

西村課長

教委議案第１６号「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。

今回の改正は、本市小・中学校の施設貸出に係るオンライン予約システムにおきまして、応募方法の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

システム導入から１年３か月が経過し、利用団体からの意見などを踏まえ、運用上の支障となっている状況の改善を図ることが、主な改正理由でございます。

主な改正内容としましては、３点でございます。

１点目は、「抽選応募制度」の見直しに伴う変更でございます。

す。従来の制度では、「委員会が認めた者」、いわゆる「認定団体」は、利用月 2 か月前から、それ以外の一般団体については、利用月 1 か月前から、「抽選応募」による申込によって運用している状況でございます。

しかしながら、この方法では、抽選結果が確定する迄の 2 週間、抽選に外れた団体が、他の利用枠を予約することが出来ないため、利用者アンケートにおいて、「練習予定が立てられない」などの意見が多く寄せられる状況でございました。

この状況を踏まえ、「認定団体」からの申込は、従来通り「抽選応募」とするものの、一般団体の申込については「抽選応募」を廃止し、利用月の 1 か月前の初日から、先着順での予約に変更するものでございます。

これらの変更箇所は、第 2 条第 2 項において、「認定団体」について定義づけるほか、同条第 3 項から第 5 項、及び第 7 項において、変更内容と整合性がとれるよう、文言の修正、追記を行っております。

次に、2 点目は、オンラインでの予約申請可能日について、従来は使用日の 8 日前までとしていたところ、利用日の 2 日前までに変更することとございます。

従来の運用では、利用日まで期間の短い申込は窓口のみとなっていたため、直前の申込までオンライン予約を希望する意見が多く寄せられたことを受けまして、見直しを行うものでございます。

変更箇所は、第 2 条第 5 項及び第 7 項において、所要の修正を行っております。

最後に、3 点目につきましては、申請手続きの統一を図るための変更でございます。

同じ予約システムを導入している他の公共施設における申請手続きと、やや運用の差異がございましたので、それらの是正を図るために修正するものでございます。改正箇所は、第 2 条第 6 項でございます。

また、今回の応募方法の見直しについては、この議案に対して、ご承認を賜りましたら、関係団体に対して、速やかに周知してまいらる予定でございます。

なお、この規則改正の施行日は、システム変更の日程と合わせて、8 月 1 日を予定しております。

説明は以上でございます。なにとぞご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育長

続きまして、日程第 5 教委議案第 15 号 大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

松本課長

産業・文化部スポーツ振興課の松本です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教委議案第 15 号「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則の一部を改正する規則について」の提案理由をご説明いたします。

本件につきましては、公共予約システムの運用を変更することから、「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」において、補助執行業務とされている「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則」について、本委員会に議案を上程させていただくものでございます。

先ほど西村課長より学校管理課所管分である「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則改正」の説明がございました。

当課所管の「大東市立中学校運動場夜間開放事業実施規則」につきましては、概ね「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」をベースに規定されていることから、ここでは特に異なる点のみ説明をさせていただきます。

教委議案第 15 号の 2 ページ目をご覧ください。

こちらは規則改正箇所を見え消しで示しております。

公共予約システム上の使用申請につきまして、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」では、第 2 条第 5 項において、使用日の 2 日前までに手続きをする旨の提案でしたが、夜間開放事業の対象施設におきましては、本規則第 4 条第 5 項で、3 日前としています。

この理由としましては、夜間開放事業の受付は市民体育館の指定管理者において一次窓口として対応した後、スポーツ振興課を通じて夜間開放事業の対象施設の学校に対し連絡調整を行うことから、直営で管理・運営されている小中学校施設よりも 1 日長く設定しております。

次に、システムを介さず窓口の使用申請を規定している第 4 条第 7 項の規定につきまして、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則」では第 2 条第 7 項において、「使用日の前日」との提案でしたが、本規則では、先ほど説明させていただきました理由により、使用日の 2 日前とし、こちらも 1 日長く設定しているものです。

この規則改正の施行日につきましては、「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則改正」と同じく、8 月 1 日を予定しています。

以上が主な改正点でございます。

よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

無いようでしたら、これから順次、採決いたします。

最初に、日程第 4 教委議案第 16 号 大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長

次に、日程第 5 教委議案第 15 号 大東市立中学校運動場夜

間開放事業実施規則の一部を改正する規則について、承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長

それでは、産業・文化部所管に係る議案等はすべて終わりましたので、産業・文化部の職員は退席いただいて結構です。

岡本教育長

次に、日程第6 教委報告第6号 府費負担教職員の人事に関する内申に係る臨時代理の報告について、を議題とします。

なお、この案件には、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

岡本教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

【非公開】

岡本教育長

それでは、教委報告第6号の審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。

岡本教育長

次に、日程第7 教委議案第17号 大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

泉谷課長

教委議案第17号、「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び第33条第1号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和7年6月18日に公布されました、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律により、一括して学校教育法の一部改正が行われ、令和8年4月1日から新たに創設された「主務教諭」の職について、府費負担教職員においても令和9年4月1日から設置が開始されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主務教諭は、現行の「教諭」と「首席・指導教諭」の間に位置づけられる職であり、学校の教育活動に関し、教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものとされています。具体的には、教育相談や特別支援教育、情報教育や防災・安全教育など、学校横断的な取組について学校内外の関係者との連携や調整を行

ったり、若手教師へのサポートを担ったりすることが期待されています。

資料として、改め文と見え消し資料の案、及び「主務教諭」のイメージをまとめた資料を添付しておりますのでご参照ください。

以上、「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、提案をさせていただきます。

なにとぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により承認いたしました。

岡本教育長

続きまして、日程第 8 教委議案第 18 号 令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、提案理由の説明をお願いします。

松井所長

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表についてご説明申し上げます。教委議案第 18 号「令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」をご覧ください。

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果公表の方法について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 17 号及び第 25 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果が公表されることに伴い、本市の結果概要を市ホームページ等で公表する内容及び方法等についての方針を定めるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

令和 8 年度全国学力・学習状況調査につきましては、4 月 23 日（木）等に全校参加により実施いたしました。その結果は、7 月 16 日（木）12 時以降に、市教委および各学校へ Web システムからのダウンロードにより提供される予定です。

2 ページは、公表内容です。昨年度までと概ね同様の内容及び方法となります。

1. の市全体の結果については、方法として、広報だいたう及び市教育委員会ホームページに掲載いたします。各教科の平均正答率・教科の領域ごとの概要と課題・児童・生徒質問紙調査の結果・大東市の授業改善に係る取組紹介を予定しています。ただし、中学校英語に関する結果返却・公表につきましては、CBT 方式で実施され、IRT に基づいて算出されたスコアをベースに行われると聞いておりますので、それに準じた形式でお示しする予定としております。

2. の市内各学校の結果については、各校より結果を配付いたします。市教育委員会事務局が作成した共通フォーマットを使用し、各教科領域別のグラフ、調査結果等についての分析と今後の

改善方策、学力向上のための学校の取組みを記載し、保護者にむけての啓発、児童・生徒の励みとなりますようにメッセージを載せています。

なお、学校別の結果については、平均正答率や平均正答数等の数値による公表は行わないこと、としております。

その根拠として、3ページをご覧ください。

本年度の実施要領抜粋になっております。

調査結果の取扱いについては、7. 調査結果の取扱いの(6)で配慮事項が定められております。

説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であって、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

(イ)の②をご覧ください。公表については、市町村教育委員会が学校の状況について公表することは可能であります、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、慎重な判断が求められています。また、各校に公表を指示する場合も慎重な対応が求められています。

(エ)の②をご覧ください。公表を行う場合は、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表すること、また今後の改善策も示すこととなっています。

(エ)の③をご覧ください。市教委が学校別の公表を行う場合は、当該学校と内容や方法について事前に十分相談するとともに、市の改善方策も併せて示すことや、学校に公表を指示する場合もそれらについて事前に相談することとされています。

さらに、平均正答率などの数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこととされています。

平成28年8月12日付で、文部科学省より「全国学力・学習状況調査の結果の分析及び公表について」という通知がありました。その中で、数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることが主たる関心ごととならないよう、各教育委員会においては、報道発表も含め、調査結果の公表に際しては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう、改めて配慮するよう求めています。

さらに、4ページの「大東市情報公開条例<抜粋>」の「第6条(4)イ」をご覧ください。

ここに、(公開しないことができる情報)として、「公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報」とあります。

これらをふまえて、事務局といたしましては、「市としての公表は、学校別結果を含まず、市全体の結果を「結果の公表について」に沿って作成し、市ホームページや市報で公表する。また、学校が保護者へ示す内容についても、平均正答率や平均正答数等の数値による公表は行わず、昨年度までに準じた形で、市教委より示す共通のフォーマットにより行うことを原案として提案させていただきます。

以上、ご協議いただき、ご議決いただきますよう宜しくお願いいたします。

岡本教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

【挙手全員】

岡本教育長

賛成全員により可決いたしました。

岡本教育長

以上で本日の日程は全て終了となりました。

岡本教育長

それでは、次回の日程につきまして、事務局より報告をお願いします。

北本部長

次回、7月の教育委員会は7月29日（水）午前10時00分からの開催をご提案申し上げます。

岡本教育長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。
それでは、次回は7月29日10時00分から開催することといたします。

岡本教育長

以上をもちまして、6月定例会を終了いたします。

以上

令和8年7月29日

岡本教育長

中野委員